



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

## 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 厚生年金基金見直し

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. H24年分年末調整注意点

## NEWS1. (厚生年金基金見直し)

AJ問題以降、厚生年金基金制度の見直しに関する議論が進められています。11月2日に開催された厚労省社会保障審議会年金部会の「第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会」において、厚労省からたたき台として「制度の見直しについて(試案)」が提出されました。

(1) 厚生年金基金代行制度の代行部分の必要な資産額が不足している。いわゆる代行割れ基金は改正法の施行日から5年以内に解散。

(2) 代行割れしていない基金は10年以内に代行部分を国に返上し、残りの加算部分の積立金は、他の企業年金制度(確定給付企業年金等)に移行または基金を解散する。

同試案では基金の積立金の不足については、第1に母体企業が責任を持つとするも、「代行部分は公的年金の一部という認識に立つ」としています。

仮に、企業が不足分の埋め合わせができない場合は、厚生年金に吸収し、代行部分を守るということになります。

厚労省は、この方向性で、次期通常国会に法案の提出を目指しています。一律での制度廃止には、比較的健全に運営が行われている基金も少なくないことや、厚生年金被保険者の保険料を投入することの是非など反対意見も多く法案成立には多くの問題をクリアする必要がありそうです。

## NEWS2. (書籍の紹介)

(Amazon 内容紹介より)

男はつらいよ 誕生40周年記念 松竹×キネマ旬報社 共同発行

### 「人生に、寅さんを。～男はつらいよ名言集～」

「大丈夫だよ、まだ若いんだし、これからいい事いっぱい待ってるよ、な。」

第39作『男はつらいよ 寅次郎物語』より

第1作『男はつらいよ』が公開されたのが昭和44年8月27日、それから日本の風物詩として愛され続けて40年。

平成のいまを生きるすべての人に送る、「昭和の象徴」寅さんが残した言葉の数々。それは「優しさ」だったり「励まし」だったり、時に「厳しさ」だったり…。しかし、そのすべてが僕らへのエール!

旅の空の下の寅さんと、その名ゼリフをともに味わえるビジュアルブック!



**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## NEWS3. (税務)

## Question

今年から自社の年末調整業務の担当になりました。平成24年分の年末調整を行う上で、昨年と比べて変わった点や、特に確認すべき点を教えてください。

## Answer

昨年と比べて変わった点として、生命保険料控除の改組、自動車などで通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額の改正が行われました。

特に確認すべき点は、扶養控除等申告書の提出の有無、控除対象配偶者と控除対象扶養親族の確認、配偶者特別控除額の確認です。

## 【解説】

上記改正点及び確認事項の概要を解説します。

各論点の詳細は、国税庁公表の「平成24年分年末調整のしかた」をご参照ください。



## 1. 生命保険料控除の改組

⇒平成24年1月1日以後に生命保険会社と締結した保険契約のうち介護保障又は医療保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料について、新たに介護医療保険料控除が設けられました。この改組により、一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の各保険料控除の額を合計し、最高12万円の控除を受けることができます。

## 2. 自動車通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額の改正

⇒自動車通勤をする人が受ける通勤手当については、通勤距離に応じ、一ヶ月当たり一定の金額(距離比例額)までが非課税となりました。改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額(最高限度:月額10万円)までが非課税とされる措置が廃止となりました。

※「運賃相当額」とは、自動車通勤する人が、交通機関を利用して通勤したと仮定した場合に負担することとなる交通料金をいいます。

## 3. 扶養控除等申告書の提出の有無等の確認

⇒扶養控除等申告書が提出されていない人については年末調整を行うことができませんので、必ず提出の有無を確認してください。申告書が提出されている人については、当初記載事項に異動がないかその人に確認すると良いでしょう。

例えば、平成24年中の結婚、出産等が申告書に反映されているか？

## 4. 控除対象配偶者と控除対象扶養親族の確認

⇒配偶者や扶養親族の合計所得金額が38万円以下となっているか確認してください。

合計所得金額38万円以下とは、給与収入しかない方は、年間の給与収入が103万円以下の場合です。

例えば、パートに出ている奥様、アルバイトをしている高校生の給与収入が103万円を超えると配偶者控除や扶養控除を受けることができません。

## 5. 配偶者特別控除額の確認

⇒上記の配偶者控除が受けられない場合であっても、配偶者の給与収入が103万円超～141万円未満(給与収入のみの場合)であれば、一定の金額、控除を受けることが可能です。

※配偶者特別控除を受けるには、本人のその年の合計所得金額が1,000万円以下である必要があります。

## 根拠条文等

平成24年分 年末調整のしかた (国税庁)

Q&A形式でわかる平成24年分年末調整のポイント (週刊税務通信 NO.3238 24頁～51頁)

ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850